

第 10 章 経過措置

10－1．加入金

- 1．加入金の金額は条例第 31 条の別表による。

2．ただし、経過措置期間中については各事務所（旧構成団体）の加入金額と条例別表の額と比較した安い方の額とする。

〈解説〉

- 2．経過措置期間中の各事務所での加入金額表は以下の通りとなる。

○経過措置期間中の各市町村の加入金額

(円)※税抜

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
大和高田市	146,000	200,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
大和郡山市	146,000	200,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
天理市	75,000	145,000	350,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
橿原市	100,000	150,000	350,000	527,000	969,000	1,559,000	3,710,000	6,310,000	13,610,000	29,291,000
桜井市	100,000	200,000	355,000	527,000	969,000	1,200,000	2,600,000	4,800,000	15,944,000	29,291,000
五條市	110,000	185,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	5,850,000	15,944,000	29,291,000
御所市	75,000	180,000	280,000	527,000	720,000	1,120,000	2,500,000	4,500,000	15,944,000	29,291,000
生駒市	110,000	220,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
香芝市	142,857	219,047	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,571,428	6,428,571	15,944,000	29,291,000
宇陀市	(1)大宇陀万六 等	120,000	180,000	280,000	500,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000
	(2)大宇陀本郷の一部 等	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000
	(3)大宇陀宮奥の一部 等	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000
	(4)菟田野古市場の一部 等	80,000	160,000	260,000	460,000	900,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000
	(5)大宇陀小和田の一部 等	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000
	(6)菟田野古市場の一部 等	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000
	(7)榛原戒場の一部 等	110,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000
	(8)室生向洲の一部 等	100,000	200,000	300,000	500,000	700,000	1,559,000	3,000,000	6,814,000	15,944,000
平群町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
三郷町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
斑鳩町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,000,000	15,944,000	29,291,000
安堵町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
川西町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
三宅町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
田原本町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
高取町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
明日香村	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
上牧町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
王寺町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
広陵町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
河合町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
吉野町	100,000	190,000	350,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
大淀町	146,000	200,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000
下市町	146,000	222,000	355,000	527,000	969,000	1,559,000	3,730,000	6,814,000	15,944,000	29,291,000

- 2．経過措置期間中の口径変更については、経過措置期間中の各事務所の加入金額の比較をする。

具体例；天理市において、令和 7 年 5 月 5 日に既設のメーター（口径 13 mm）が存する土地に、20 mm のメーターへの口径変更申請がある場合。

$$145,000 \text{ 円} - 75,000 \text{ 円} = 70,000 \text{ 円} \times \text{消費税の差額を徴収する。}$$

- 3．経過措置期間経過後は企業団統一基準の額による。

10-2. メーター口径 25 mm までの住宅の建替時におけるメーター口径決定

1. 口径 25 mm までの二階建て住宅においては、標準水栓数（第 3 章参照）を基準にメーター口径を決定する。（新設の申し込み）
2. ただし、建替時においては加入金の経過措置期間に限り、旧の構成団体における基準によることができる。（改造の申し込み）

〈解説〉

1. 口径 25 mm までの二階建て住宅の新設においては、一律に、標準水栓数を基準にメーター口径を決定する。
2. 建替においては、例外的に経過措置期間中は旧の構成団体（以下の 3 パターン）における基準（栓数制限基準）によることができる。
 - ①基準どおりの運用をしている団体【橿原市・生駒市・明日香村】
→標準水栓数に対応したメーター口径を使用すること
 - ②メーター口径の決定につき栓数制限がなく自由に選択できる団体
【宇陀市等 10 団体※ 1】
→経過措置期間中においては、例外的に既存のメーター口径の使用も認める
 - ③誓約書の提出を条件に既存のメーター口径の使用を認めている団体
【天理市等 11 団体※ 2】
→経過措置期間中においては、例外的に誓約書（別紙統一様式）提出を条件に既存のメーター口径の使用も認める。
3. 経過措置期間経過後は、建替においても標準水栓数を基準にメーター口径を決定する。

※ 1 桜井市・五條市・御所市・宇陀市・平群町・磯城郡・高取町・吉野町・大淀町・下市町

※ 2 大和高田市・大和郡山市・天理市・香芝市・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・広陵町・河合町

10-3. 口径 40 mm 以上の配管等

1. 口径 40 mm 以上の配管等については、当分の間、各事務所の基準による。【経過措置】

〈解説〉

1. 口径 40 mm の以上の給水管の引き込みについては、統一基準の作成まで各事務所の基準による。分岐方法・管種・仕切弁の位置等の配管における詳細については各事務所へ問い合わせの上、施工すること。

10-4. 宅地造成等の開発に伴う給水本管（移管を受けたのち配水管となるもの）の配管等

1. 宅地造成等の開発に伴う給水本管の配管等については、当分の間、各事務所の基準による【経過措置】
2. 上記の給水本管の口径決定において、申請者と管理者が協議した結果、申請者が必

要とする口径よりも布設する口径が大きい工事の費用負担については、当面の間、各事務所の基準による【経過措置】

〈解説〉

1. 宅地造成等の開発に伴う給水本管の布設について、設計積算基準仕様に記載以外のものは、統一基準の作成まで各事務所の基準による。基準仕様・分岐方法・口径決定・管種・仕切弁の位置・施工等の配管における詳細については各事務所へ問い合わせの上、施工すること。
2. 開発事業事前協議については各事務所に問い合わせること。

10-5. 直結増圧給水方式

1. 直結増圧給水方式については、旧の構成団体において実施している団体のみ各事務所の基準で運用を行う。【経過措置】

〈解説〉

1. 当分の間、大和郡山市・天理市・橿原市・御所市・生駒市・吉野町・大淀町・下市町においてのみ実施することができる。詳細については各事務所へ問い合わせること。

10-6. 各戸検針各戸徴収制度

1. 各戸検針各戸徴収制度については、各事務所において実施している団体のみ各事務所の基準で運用を行う【経過措置】

〈解説〉

1. マンション等の管理者（オーナー等）と個別の契約により、私設メーター等の検針等を行う各戸検針各戸徴収制度を実施している団体においては、各事務所の基準により行う。詳細については各事務所へ問い合わせること。
2. 実施している団体
大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・磯城郡・王寺町・広陵町・吉野町

10-7. 令和6年度以前に実施した協議

1. 令和6年度以前に協議した事項については、令和7年度以降も有効とする。

10-8. 給水管輻輳解消のための工事

1. 既に道路に平行して複数の給水管が布設されている道路等で、給水管の輻輳を解消するために配水管布設をする工事の費用負担については、当面の間、各事務所の基準による。【経過措置】

〈解説〉

1. 管理者が輻輳解消のために配水管の布設が必要であると認める工事の取り扱いについて

は、各事務所に問い合わせること。